

○令和6年能登半島地震の被害に伴う職務に専念する義務の免除の取扱いについて

(令和6年1月9日岡人委第272号通知)

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和28年岡山県人事委員会規則第10号)第2条第6号の規定により、職員が次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内において、当分の間、職務に専念する義務を免除することができることとしたので通知します。

#### 記

- 1 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員が当該住居の復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- 2 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき